

議事概要録

第1回 広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 総合評価競争入札審査委員会

1. 開催日時

令和7年6月3日(火) 13:30~14:40

2. 開催場所

広島市役所本庁舎4階 環境局共用会議室

3. 出席者 (敬称略)

委員長	小松 康二	(下水道局長)
副委員長	小笹山 秀夫	(下水道局次長)
委員	小田 憲吾	(下水道局管理部長)
	安部 真一	(下水道局施設部長)
	石井 修	(下水道局経営企画課長)
	福島 隆行	(下水道局管理部維持課長)
	惣本 清隆	(環境局環境施設部施設整備担当課長)
	柴田 昌亮	(環境局温暖化対策課長)
	横山 裕彦	(経済観光局農林水産部農政課長)
事務局	田中 秀樹	(下水道局施設部施設課設備担当部長)
	竹林 俊明	(下水道局施設部施設課工務担当課長)
	三浦 孝夫	(下水道局施設部施設課課長補佐)
	杉岡 賢治	(下水道局施設部施設課専門員)
	上原 洋平	(下水道局施設部施設課主任技師)
	増田 敦士	(下水道局施設部施設課技師)
	稲葉 学志	(下水道局施設部施設課技師)
	森田 智成	(地方共同法人日本下水道事業団西日本設計センター)

4. 議事要旨

(1) 総合評価競争入札審査委員会設置要綱等について

以下要綱・要領について説明 (事務局)

- ・ 総合評価競争入札審査委員会設置要綱
- ・ 総合評価一般競争入札実施要領

(2) 審査委員会の成立の確認

委員全員の出席を確認。審査委員会設置要綱第5条第2項の規定により、審査委員会は成立。

(3) 実施方針について

事業の背景及び実施方針について説明 (事務局)

質疑応答の後、採決。事務局案の通り決定。

(4) 要求水準書 (案) について

要求水準書 (案) について説明 (事務局)

質疑応答の後、採決。事務局案の通り決定。

5. その他

今後のスケジュールについて説明（事務局）

6. 議事概要録への署名について

審査委員会設置要綱第7条第2項の規定により、委員長が議事概要録への署名を行う委員に以下委員を指名。

- ・安部委員
- ・石井委員

7. 資料一覧

- ・次第
- ・配席表
- ・説明資料 1_事業の背景
- ・説明資料 2_実施方針
- ・説明資料 3_要求水準書（案）
- ・参考資料 1_総合評価一般競争入札実施要領
- ・参考資料 2_審査委員会設置要綱（R7.4.1 改正）
- ・参考資料 3_審査委員会委員名簿（R7.4.1）
- ・参考資料 4_審査委員会スケジュール（予定）
- ・参考資料 5_事業予定地
- ・参考資料 6_施設構成図

8. 質疑応答

別紙のとおり。

本議事概要録の内容を確認した。

安部委員

（署名）

安部 真一

石井委員

（署名）

石井 修

質疑応答

第 1 回 広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 総合評価競争入札審査委員会

■ 実施方針について

Q. 入札執行日はいつか。

A. 令和 8 年 6 月を予定している。本事業では、提案書の提出時点では予定価格を定めず、提案書を審査し、審査結果に基づいて予定価格を設定する。その後入札書を受け付け、開札を行う。

Q. 施工業務に関しては建設工事の実績を求められているが、維持管理・運営の業務には資格または実績を具体的に条件として設定しないのか。

A. 下水道法上の終末処理場における 1 年以上の維持管理の実績を求めており、下水道法上の終末処理場は基本的に自治体が設置管理するもので、その維持管理を行った実績があれば十分実施可能であると考えている。

Q. 応募者の資格について、土木・建築工事施工企業に求める要件で、建築一式工事に係る建設業の許可を有していることを求めているが、土木工事に係る土木一式の許可を求める必要はないか。

A. 本事業の土木・建築工事の内容としては、土木工事より建築工事の割合が高く、建築一式工事の許可を有しておれば施工可能であることから、土木工事の許可を有することまで求める必要はないと考えている。

Q. 応募者の資格について、建築一式工事の総合評定値を 1,200 点、機械器具設置工事の総合評定値を 1,000 点としている根拠は何か。

A. 本事業は大型かつ長期間にわたる事業であることから、事業者に一定以上の経営能力があることを確認するため、総合評定値を条件として設定している。建築一式工事の数値は広島市建設工事競争入札取扱要綱に規定される A 等級に合わせているが、機械器具設置工事については等級の規定がないため、電気工事の A 等級の総合評定値に合わせて 1,000 点としている。

Q. 建築一式工事の条件に建築物の規模の数値基準を求めているのはなぜか。

A. 今回、事業者の提案によって建築物の規模が決まるため、数値基準を設定していない。

Q. 本案件は WTO 案件であるため、経営事項審査の評点が出せない会社はどうするのか。例えば海外から参入する場合はどうなのか。

A. 日本の公共工事の入札に参加するためには、建設業法の定めにより審査を受けなければならないこととされている。海外企業も経営事項審査を受けることが可能である。

Q. 評価を受ける期間は十分にあるという考えか。

A. 対応可能であると考えている。より多くの業者に参加してもらいたいため、先行して公表する実施方針に、入札公告時の入札説明書で示す入札参加資格について記載をしている。

Q. 今後質疑などを基に調整するのか。

A. より多くの業者に参加してもらいたいため、調整することも想定している。

Q. 土木建築工事施工企業及び機械工事施工企業について、配置する監理技術者等に求める施工経験に工事完了年月日を求めているのはなぜか。

A. 本市の標準の入札参加条件に合わせている。

Q. 下水汚泥燃料化事業(延長)の部分、令和 14 年度から令和 16 年度の部分の延長について、本業務には入らないということで、延長をすることに関する今の事業者との協議やその状況、事業計画との整合についてはどのように考えているか。

A. 既存の汚泥燃料化施設の更新について、一般競争入札で対応できるのか、特命随契にならないのかということがあり、本事業はより広く事業者に参加をしてもらいたいため、既存の事業者とも既存事業の延長について十分にヒアリングを行っている。

Q. 燃料化物について、100%買い取りという中で、既存事業の延長分の燃料化物も本事業で買取を行うのか。

A. 既存事業の延長と本事業は別の事業である。自ら製造したものを自ら買い取るという考え方で整理し継続する。

Q. 脱水汚泥受入施設の維持管理業務は、現在の維持管理包括委託業務に含めるという意味か。それとも別途委託するのか。

A. 受入施設の維持管理については、次期維持管理包括委託業務の内容に含めて発注するという考え方である。

■ 要求水準書(案)について

Q. 環境局でも課題になっているが、生ゴミを肥料やコンポスト化したときになかなか捌けない。肥料利用拡大推進に向けた取り組みとは具体的に何を想定しているか。

A. 下水道ふれあいフェア等で下水汚泥由来の肥料を市民の方に提供したりすることへの協力を想定している。

Q. どこかに供給先の想定があるのではなく、今から見つけていくということか。

A. 国土交通省と農水省の施策により、汚泥を原料にした肥料について国内での活用推進をしていこうという取り組みが全国で始められている。それに連動して市民の目に触れるような形で提供できるようにすること、例えば再資源化物を小分けにすることなどへの事業者の協力を想定している。

Q. 市民の方に使っていただけるような施策を打っていくということか。

A. 基本的には汚泥に対するイメージを払拭することが大切であり、利用者の方の理解が得られないと活用が進んでいかないので、大きな会社と契約するというよりは、地道な取り組みをしていく中で、徐々に普及していくという考えである。

Q. 通常は燃料として利用していくということになるのか。

A. 汚泥再資源化物の利用先は事業者提案により決定する。汚泥を 100%再利用することが前提であり、需要のある燃料としての利用先を確実に確保しつつ、社会情勢に合わせ、肥料利用も合わせて取り組み、燃料利用と肥料利用との割合がいくらかでも肥料利用に傾いていけるような施策に事業者も協力していただくという考えである。

Q. 10%肥料利用で 90%燃料利用する提案と 100%燃料利用する提案では、肥料利用が入っている方を評価するのか。

A. 落札者決定基準の評価項目として検討することになる。

Q. 再資源化施設に供給する汚泥の性状の条件は、供給側として責任があるが、西部水資源再生センターのほか今後千田水資源再生センターの汚泥が加わった場合でも対応可能な条件で設定しているのか。

A. 対応可能な条件であると考えている。

Q. 法改正等があった場合に対応できるような文言等はあるのか。

A. 法改正への対応については、基本的に協議によるものとしている。

Q. 要求水準書を超える提案があった場合、要求水準書を変える、提案書を優先する、協議のどれにあたるのか。

A. 要求水準書は最低限のレベルを提示しており、それをを超えるものについて、提案書を優先し事業実施してもらうことになる。

Q. 提案書は本書に添付するのか。

A. 契約書の一部になる。

以上

議事概要録

第2回 広島市西部水資源再生センター下水污泥再資源化施設更新・運営事業 総合評価競争入札審査委員会

1. 開催日時

令和7年9月2日(火) 13:30~14:40

2. 開催場所

北庁舎(中区役所) 3階 第6会議室

3. 出席者(敬称略)

委員長	小松 康二	(下水道局長)
副委員長	小笹山 秀夫	(下水道局次長)
委員	小田 憲吾	(下水道局管理部長)
	安部 真一	(下水道局施設部長)
	石井 修	(下水道局経営企画課長)
	福島 隆行	(下水道局管理部維持課長)
	惣本 清隆	(環境局環境施設部施設整備担当課長)
	柴田 昌亮	(環境局温暖化対策課長)
	横山 裕彦	(経済観光局農林水産部農政課長)
事務局	田中 秀樹	(下水道局施設部施設課設備担当部長)
	竹林 俊明	(下水道局施設部施設課工務担当課長)
	三浦 孝夫	(下水道局施設部施設課課長補佐)
	芝池 正顕	(下水道局施設部施設課課長補佐)
	杉岡 賢治	(下水道局施設部施設課専門員)
	上原 洋平	(下水道局施設部施設課主任技師)
	増田 敦士	(下水道局施設部施設課技師)
	稲葉 学志	(下水道局施設部施設課技師)
	森田 智成	(地方共同法人日本下水道事業団西日本設計センター)

4. 議事要旨

(1) 競争入札参加資格について

競争入札参加資格について、実施方針に掲載して公表した素案からの修正点及び修正理由を説明(事務局)

質疑応答の後、採決。事務局案のとおり決定。

(2) 落札候補者決定基準について

落札候補者決定基準について、内容及び学識経験者からの意見への対応を説明(事務局)

質疑応答の後、採決。事務局案のとおり決定。

(3) 予定価格等の設定と公表について

予定価格等の設定と公表について説明(事務局)

質疑応答の後、採決。事務局案のとおり決定。

(4) 要求水準書及びリスク分担表について

要求水準書及びリスク分担表について、修正点及び修正理由を説明(事務局)

質疑応答の後、採決。事務局案のとおり決定。

5. その他

今後のスケジュールについて説明（事務局）

6. 議事概要録への署名について

審査委員会設置要綱第7条第2項の規定により、委員長が議事概要録への署名を行う委員に以下委員を指名。

- ・ 安部委員
- ・ 石井委員

7. 資料一覧

- ・ 次第
- ・ 入札説明書
- ・ 要求水準書
- ・ 様式集
- ・ 各契約書案
- ・ 入札参加資格新旧対照表
- ・ 要求水準書新旧対照表
- ・ 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問回答書
- ・ 落札候補者決定基準
- ・ 落札候補者決定基準に係る学識経験者のご意見
- ・ 入札参加資格要件の主な変更点
- ・ 落札候補者の決定方法について
- ・ 技術評価項目
- ・ 技術評価票
- ・ 定性評価判定表
- ・ 定性評価における審査委員会の対応について
- ・ 予定価格等の設定及び公表について
- ・ リスク分担新旧対比表
- ・ 技術評価項目の評価分類における配点の方針について
- ・ 審査委員会スケジュール（予定）
- ・ 参考資料 1_審査委員会委員名簿（R7.4.1）
- ・ 参考資料 2_総合評価一般競争入札実施要領
- ・ 参考資料 3_審査委員会設置要綱（R7.4.1 改正）

8. 質疑応答

別紙のとおり。

本議事概要録の内容を確認した。

安部委員

(署名)

安部 真一

石井委員

(署名)

石井 修

質疑応答

第2回 広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 総合評価競争入札審査委員会

■ 競争入札参加資格について

Q. その他企業に求める広島市競争入札参加資格登録の内容については、担う業務の内容を確認したうえで、それに見合った資格であることを書面で確認するという認識で良いか。

A. 入札参加資格確認申請時に、応募者に構成企業名簿を提出してもらう。名簿にはその他企業が担う業務及び有している又は登録予定の広島市競争入札参加資格を記入するようにしており、担う業務内容に見合った資格であることを確認する。

Q. 入札参加資格の審査を11月上旬に行うことになっているが、その時点で応募者の構成員が広島市入札参加資格登録をしていない場合はどのように考えているのか。

A. 広島市のWTO案件は、入札参加資格要件のうち、広島市競争入札参加資格登録は、開札までに行えば良いという取り扱いをしている。

本事業においても、入札参加資格申請時に広島市への登録がなくても、登録を予定しているということで一旦受け付けし、開札までに登録されれば良いものとしている。

Q. 最終的に、広島市の競争入札参加資格を登録されたことについては確認するのか。

A. 開札時に、必要な広島市競争入札参加資格を取得しているかをあらためて確認する。その際、構成員に未登録の者があった応募者は、本事業への入札参加資格を満たさないため失格となる。このことについては、入札説明書へ記載している。

■ 落札候補者決定基準について

Q. 技術評価点と価格評価点の割合について、技術的な工夫の余地が大きい事業であることから技術評価点を高く設定するものとし、他都市の類似案件を参考に、技術評価と価格評価の配点割合を6対4に設定しているとのことだが、本市の類似案件の配点割合はどのようにになっているのか。

A. 本市の直近の類似案件では、南工場建て替え及び運営事業が同様の配点割合となっている。

Q. 本件の配点割合について、学識経験者の意見はどうであったか。

A. 学識経験者からは、「本件の配点割合は一般的な配点割合である。」とのコメントをいただいている。

Q. 落札候補者決定基準のうち、事業の安定性の評価項目である設計・施工業務の実績について、同種施設における稼働年数が2年未満を0点にしている理由はなぜか。

A. 要求水準書の中で、下水汚泥再資源化物を製造する技術方式の要件として、1年以上の稼働実績を有するもの、又は公的機関の技術評価や証明を受けているものと定めている。

また、稼働実績は1年を最低基準としており、他の技術方式と差別化を図ることや、事業の安定性を評価するため、2年未満は0点とし、年数を重ねるごとに評価を高めるという考え方で設定している。

Q. 定性評価の方法について、優れた提案の件数により評価されるとのことであるが、複数の提案を1件として記述する場合と、提案ごとに別件として記述する場合で評価に差が生じたりはしないのか。

A. 前提として、提案書様式の枚数を制限しているため、提案ごとに別件として記述した場合は、1件ごとの内容が薄くなってしまうことが想定される。委員の過半数がその提案が優れていると評価したものを優れた提案とし

てカウントするので、委員により評価に差が生じたとしても、提案を分割して件数を増やすことが必ずしも有利になるものではないと考えている。

Q. 付帯事業として提案した内容は他の評価項目の対象にしないということであるが、本体事業の評価項目「温室効果ガス排出量の削減」と、付帯事業の評価項目「カーボンニュートラルに対する取り組み」の両方に提案した場合、本体事業では評価の対象にはならないという認識で良いか。

A. 評価項目として設定している「温室効果ガス排出量の削減」は、本体事業で削減される温室効果ガス排出量を評価するものである。一方、付帯事業とは、西部水資源再生センター未利用地の一角を指定し、その用地で本体事業から独立して行う事業と定義している。このため、付帯事業として行う「カーボンニュートラルに対する取り組み」は、本体事業の評価の対象にはならない。

Q. 設計・施工業務について、入札参加資格で求める実績においては施設の規模に基準を設けていないが、技術評価として、事業者提案による施設規模の4分の1や半分以上であればそれに応じて点を加点するという認識で良いか。

A. より多くの事業者が入札に参加できるよう、入札参加資格で求める実績には施設の規模についての基準を設けていない。

また、整備する施設の規模は事業者の提案によるものとしており、発注時点においては施設の規模が未定であることから、事業者が提案する施設の規模を基準とした実績により評価するものとしている。

■ 予定価格等の設定と公表について

Q. 提案上限価格を設ける中で、設計施工と維持管理運営それぞれ内訳を提出することとなっているが、工事費と管理運営費の総額が下回れば良いのか。

A. 技術提案時に提出する見積については、総額が下回っていれば良い。

なお、入札執行に当たっては、設計・施工業務及び維持管理・運営業務の業務ごとに予定価格を設定し、技術審査通過者の入札価格が設計・施工業務に係る予定価格又は維持管理・運営業務に係る予定価格のいずれかを超えた場合は失格となる。

■ 要求水準書及びリスク分担表について

Q. リスク分担表について、No.42の「設計・施工段階及び維持管理段階における要求水準未達」は、維持管理・運営業務委託契約書第20条及び第24条の規定を前提に、発生した事案を勘案して双方協議の上で、適切な負担者を決定するとされているが、No.75の「市が供給する脱水汚泥の量・性質が要求水準書にて定めた一定の変動範囲を超えた場合」では、市が負担者になるとされている。これらは相互に関連するものであると考えられるがどうか。

A. No.42の要求水準未達については、主に維持管理段階において起きる機器の故障への対応を想定している。維持管理・運営業務委託契約書第20条では施設の修繕について、第24条では正常な運転の回復措置について定めており、運営中の修繕は基本的に事業者が行うものとし、発注者の責で故障した場合は発注者がその費用を負担するものとしている。No.75では、市の提供する脱水汚泥が要求水準書に定める性状でない場合、例えば多量の砂分が混入している場合は、市が負担者になることを示している。

以上

議事概要録

第3回 広島市西部水資源再生センター下水污泥再資源化施設更新・運営事業 総合評価競争入札審査委員会

1. 開催日時

令和7年11月7日(金)～令和7年11月14日(金)

2. 開催場所

持ち回り

3. 出席者(敬称略)

委員長	小松 康二	(下水道局長)
副委員長	小笹山 秀夫	(下水道局次長)
委員	小田 憲吾	(下水道局管理部長)
	安部 真一	(下水道局施設部長)
	石井 修	(下水道局経営企画課長)
	福島 隆行	(下水道局管理部維持課長)
	惣本 清隆	(環境局環境施設部施設整備担当課長)
	柴田 昌亮	(環境局温暖化対策課長)
	横山 裕彦	(経済観光局農林水産部農政課長)
事務局	田中 秀樹	(下水道局施設部施設課設備担当部長)
	竹林 俊明	(下水道局施設部施設課工務担当課長)
	三浦 孝夫	(下水道局施設部施設課課長補佐)
	芝池 正顕	(下水道局施設部施設課課長補佐)
	杉岡 賢治	(下水道局施設部施設課専門員)
	上原 洋平	(下水道局施設部施設課主任技師)
	増田 敦士	(下水道局施設部施設課技師)
	稲葉 学志	(下水道局施設部施設課技師)

4. 議事要旨

入札参加資格について

入札参加者の入札参加資格の適否について説明(事務局)

持ち回り審査の結果、入札参加資格を有していることを確認。

本議事概要録の内容を確認した。

安部委員

(署名)

安部 真一

石井委員

(署名)

石井 修

議事概要録

第4回 広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 総合評価競争入札審査委員会

1. 開催日時

令和8年5月8日(金)～令和8年5月12日(火)

2. 開催場所

持ち回り

3. 出席者（敬称略）

委員長	小笹山 秀夫	（下水道局長）
副委員長	安部 真一	（下水道局次長）
委員	小田 憲吾	（下水道局管理部長）
	小林 崇宏	（下水道局施設部長）
	柴田 知子	（下水道局経営企画課長）
	小川 健一	（下水道局管理部維持課長）
	惣本 清隆	（環境局環境施設部施設整備担当課長）
	柴田 昌亮	（環境局温暖化対策課長）
	松本 広樹	（経済観光局農林水産部農政課長）
事務局	田中 秀樹	（下水道局施設部施設課設備担当部長）
	竹林 俊明	（下水道局施設部施設課工務担当課長）
	杉岡 賢治	（下水道局施設部施設課課長補佐）
	高橋 義則	（下水道局施設部施設課課長補佐）
	堀部 秀成	（下水道局施設部施設課専門員）
	藤本 大介	（下水道局施設部施設課主任技師）
	井上 哲志	（下水道局施設部施設課主任技師）
	森本 康裕	（下水道局施設部施設課技師）
	増田 敦士	（下水道局施設部施設課技師）

4. 議事要旨

技術提案の審査（要求水準適合の判定）について

入札参加資格審査通過者（応募者番号「74」、応募者番号「88」）から提出された技術提案書（改善技術提案書を含む。）について、要求水準の適否について説明（事務局）
持ち回り審査の結果、要求水準を満たしていることを確認。

5. その他

今後のスケジュールについて説明（事務局）

6. 質疑応答

別紙のとおり。

本議事概要録の内容を確認した。

安部副委員長

(署名)

安部 真一

柴田委員（下水道局経営企画課）

(署名)

柴田 知子

(別紙)

質疑応答

第4回 広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業
総合評価競争入札審査委員会

■ 技術提案書について

Q. 改善通知を出し、改善された具体的な提案はなにか。

A. 大きなものとしては、応募者番号「88」の汚泥受入施設容量について通知し、改善されている。

以上

議事概要録

第5回 広島市西部水資源再生センター下水污泥再資源化施設更新・運営事業 総合評価競争入札審査委員会

1. 開催日時

- (1) 令和8年5月27日(水) 10時00分～11時30分
- (2) 令和8年5月27日(水) 13時30分～15時00分

2. 開催場所

- (1) JMS アステールプラザ(広島市中区民文化センター) 4階大会議室B (応募者番号「74」)
- (2) 広島市中区地域福祉センター 5階ボランティア研修室 (応募者番号「88」)

3. 出席者(敬称略)

委員長	小笹山 秀夫	(下水道局長)
副委員長	安部 真一	(下水道局次長)
委員	小田 憲吾	(下水道局管理部長) ※(2)欠席
	小林 崇宏	(下水道局施設部長)
	柴田 知子	(下水道局経営企画課長)
	小川 健一	(下水道局管理部維持課長)
	惣本 清隆	(環境局環境施設部施設整備担当課長)
	柴田 昌亮	(環境局温暖化対策課長)
	松本 広樹	(経済観光局農林水産部農政課長)
事務局	田中 秀樹	(下水道局施設部施設課設備担当部長)
	竹林 俊明	(下水道局施設部施設課工務担当課長)
	杉岡 賢治	(下水道局施設部施設課課長補佐)
	高橋 義則	(下水道局施設部施設課課長補佐)
	堀部 秀成	(下水道局施設部施設課専門員)
	藤本 大介	(下水道局施設部施設課主任技師)
	井上 哲志	(下水道局施設部施設課主任技師)
	森本 康裕	(下水道局施設部施設課技師)
	増田 敦士	(下水道局施設部施設課技師)
	平井 壮	(地方共同法人日本下水道事業団西日本支社)
学識経験者	三好 明	(広島大学大学院先進理工系科学研究科)
	西村 和之	(県立広島大学)

4. 議事要旨

- ・ 技術審査を通過した者から、個別の対面方式でプレゼンテーションを実施した。
- ・ プレゼンテーション終了後に、説明内容に関する質疑応答を行った。

本議事概要録の内容を確認した。

安部副委員長

(署名)

安部 真一

柴田委員（下水道局経営企画課）

(署名)

柴田 知子

議事概要録

第6回 広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 総合評価競争入札審査委員会

1. 開催日時

令和8年6月11日(木) 13時05分～13時30分

2. 開催場所

本庁舎14階 第5会議室

3. 出席者（敬称略）

委員長	小笹山 秀夫	(下水道局長)
副委員長	安部 真一	(下水道局次長)
委員	小田 憲吾	(下水道局管理部長) ※(2)欠席
	小林 崇宏	(下水道局施設部長)
	柴田 知子	(下水道局経営企画課長)
	小川 健一	(下水道局管理部維持課長)
	惣本 清隆	(環境局環境施設部施設整備担当課長)
	柴田 昌亮	(環境局温暖化対策課長)
	松本 広樹	(経済観光局農林水産部農政課長)
事務局	田中 秀樹	(下水道局施設部施設課設備担当部長)
	竹林 俊明	(下水道局施設部施設課工務担当課長)
	杉岡 賢治	(下水道局施設部施設課課長補佐)
	高橋 義則	(下水道局施設部施設課課長補佐)
	堀部 秀成	(下水道局施設部施設課専門員)
	藤本 大介	(下水道局施設部施設課主任技師)
	井上 哲志	(下水道局施設部施設課主任技師)
	森本 康裕	(下水道局施設部施設課技師)
	増田 敦士	(下水道局施設部施設課技師)
	上田 勇樹	(地方共同法人日本下水道事業団西日本支社)

4. 議事要旨

・技術評価点の決定について

技術提案書及び改善技術提案書に対する審査委員の評価に基づき落札候補者決定基準により算定した技術評価点を提示。併せて審査委員の評価に対する学識経験者の意見を報告。(事務局)
質疑応答の後、採決。各応募者の技術評価点を決定。

5. その他

今後のスケジュールについて説明 (事務局)

6. 議事概要録への署名について

審査委員会設置要綱第7条第2項の規定により、委員長が議事概要録への署名を行う委員に以下委員を指名。

- ・安部副委員長
- ・柴田委員（下水道局経営企画課長）

7. 質疑応答

別紙のとおり。

本議事概要録の内容を確認した。

安部副委員長

(署名) 安部 真一

柴田委員（下水道局経営企画課）

(署名) 柴田 知子

質疑応答

第6回 広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 総合評価競争入札審査委員会

■ 技術評価について

Q. 温室効果ガス排出量の削減（提案 No.11）における温室効果ガス排出量削減の評価方法について、学識経験者から、肥料利用した場合の削減量を考慮する評価方法も考えられるとの意見があったが、肥料利用した場合の削減量の算定式について提示はあったか。

A. 学識経験者から算定式についての提示はなかった。

Q. 温室効果ガス排出量の削減（提案 No.11）の評価点に大きく差が生じた理由として何が考えられるか。

A. 応募者番号 74 の技術提案では、市から提供する消化ガスの余剰分を活用した創エネルギーによる温室効果ガス削減について提案されている。一方、応募者番号 No.88 の技術提案では、創エネルギーによる温室効果ガス削減の提案はされていない。この違いが評価点に大きく差が生じた理由であると考えられる。

■ 技術評価点等の公表について

Q. 技術評価点は公表するのか。

A. 各事業者の技術評価点及びその内訳を公表する予定である。

以上

議事概要録

第7回 広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業
総合評価競争入札審査委員会

1. 開催日時

令和8年7月21日(火) 13時05分～13時50分

2. 開催場所

北庁舎3階第6会議室（入札室）

3. 出席者（敬称略）

委員長	小笹山 秀夫	（下水道局長）
副委員長	安部 真一	（下水道局次長）
委員	小田 憲吾	（下水道局管理部長）
	小林 崇宏	（下水道局施設部長）
	柴田 知子	（下水道局経営企画課長）
	小川 健一	（下水道局管理部維持課長）
	惣本 清隆	（環境局環境施設部施設整備担当課長）
	柴田 昌亮	（環境局温暖化対策課長）
	松本 広樹	（経済観光局農林水産部農政課長）
事務局	田中 秀樹	（下水道局施設部施設課設備担当部長）
	竹林 俊明	（下水道局施設部施設課工務担当課長）
	杉岡 賢治	（下水道局施設部施設課課長補佐）
	高橋 義則	（下水道局施設部施設課課長補佐）
	堀部 秀成	（下水道局施設部施設課専門員）
	藤本 大介	（下水道局施設部施設課主任技師）
	井上 哲志	（下水道局施設部施設課主任技師）
	森本 康裕	（下水道局施設部施設課技師）
	増田 敦士	（下水道局施設部施設課技師）
	上田 勇樹	（地方共同法人日本下水道事業団西日本支社）

4. 議事要旨

価格評価点及び総合評価点を決定し、落札候補者を選定。併せて総合評価結果に対する学識経験者の意見を報告（事務局）

質疑応答の後、採決。

5. その他

今後のスケジュールについて説明（事務局）

6. 議事概要録への署名について

審査委員会設置要綱第7条第2項の規定により、委員長が議事概要録への署名を行う委員に以下委員を指名。

- ・安部副委員長
- ・柴田委員（下水道局経営企画課長）

7. 質疑応答

別紙のとおり。

本議事概要録の内容を確認した。

安部副委員長

(署名)

安部 真一

柴田委員（下水道局経営企画課）

(署名)

柴田 知子

(別紙)

質疑応答

第7回 広島市西部水資源再生センター下水污泥再資源化施設更新・運営事業
総合評価競争入札審査委員会

■ 価格評価について

Q. 価格評価に使用する運営費とは何を指すのか。

A. 各応募者が提案する下水污泥再資源化施設で必要となる、消化ガス、雑用水、事業系污水排水に係る費用を算定したものです。

実際には市から事業者に対し無償で提供又は事業者から受入処理する費用となりますが、これらを「価格評価に使用する運営費」として加算して事業全体の費用を算出することで、より省エネ等に配慮された施設の提案が行われているかを価格評価に反映するものです。

以上